

日本獣医生命科学大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成27年4月1日制定

日本獣医生命科学大学（以下「本学」という。）は、公的研究費の適正な管理運用を目的としてここに行動規範を定める。

本学の研究者及び事務職員等（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければなりません。

1. 研究者等は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知、学校法人日本医科大学及び本学が定める規程等、事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。